

2016年7月8日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 日比 保史

インド国 北東州道路改修事業フェーズ2
(協力準備調査(有償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2016年6月27日(月) 14:00~17:22
- ・場所：JICA 本部 (1階 111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：塩田委員、清水谷委員、田辺委員、長谷川委員、原嶋委員、日比委員
- ・議題：インド国「北東州道路改修事業フェーズ2」準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：インド国「北東州道路改修事業フェーズ2」事業に係るスコーピング案事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第71回委員会)

- ・日時：2016年7月8日(金) 14:29~16:45
- ・場所：JICA 本部 (1階 111・112 会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. インド政府から要請があった区間の中から、国道 40 号線の道路改良と 54 号線のバイパス建設が選択された理由を DFR に記述すること。また、残りの区間の今後の予定についても DFR に記述すること。
2. 自然環境、生活環境及び社会環境の現況（概要）に関する詳細調査結果をバランスよく DFR に記述すること。

代替案の検討

3. 総合評価（順位付け）に至る考え方・評価方法についてはより合理的な検討を行い、その結果を DFR に記述すること。
4. 代替案における各環境影響項目の評価結果をわかりやすく DFR に記述すること。
5. 代替案検討の比較検討コンセプトで、国道 54 号線では「社会影響を考慮し、拡幅幅を決定」することが求められているのに対して、国道 40 号線ではこの記述がない。2つの区間の整合性を保つために、国道 40 号線についても、この記述を DFR に加えること。
6. 国道 40 号線の代替案比較の住民移転、及び、国道 54 号線バイパスの代替案比較の住民移転について、2つの区間の整合性をもってより厳しく評価を見直すこと。
7. 国道 40 号線の代替案 2a 及び 2b のルート選定方針の違いを DFR に記述すること。
8. 国道 40 号線の代替案 2 の「事業費」の評価を「○」に訂正すること。
9. 国道 40 号線で提案された多くの代替案ルートの内容については、DFR でよりわかりやすく記述すること。
10. 国道 54 号線のフェーズ 1 とフェーズ 2 が混在・重複している箇所は、本案件の代替案がどれであるかわかるような記述を工夫すること。
11. 国道 54 号線の代替案検討の表に「社会経済環境への影響」の項目を加えて、その説明を DFR に記述すること。

スコーピング・マトリックス

12. どの代替案を対象としたスコーピング・マトリックスか、また、工事前、工事中、供用後の評価の説明がわかるように DFR に明記すること。
13. 振動をスコーピング・マトリックス及び調査 TOR に追記し、その予測・評価結果について DFR に記述すること。
14. 国道 40 号線事業の北端にあたるシロン南側に IUCN レッドリストで VU 指定の Tawny breasted Wren-babbler (*Spelaeornis longicaudatus*) をトリガ一種とする Upper Shillong KBA/IBA (トリガ一種にとって生息地の代替性が低いと考えられる) が存在し、JICA ガイドラインで定めるところの「重要な自然生息地」に該当する可能性もあることから、「生態系/植物相・動物相・森林」項目での影響評価に当たっては、慎重を期すこと。また、絶滅危惧種とその生息地の希少性に鑑みて、供用後についての影響予測について A-とすること。
15. 樹木伐採による CO₂ 排出（工事中）並びに CO₂ の吸収固定効果の喪失（供用後）に

ついて、スコーピング・マトリックス及び調査 TOR に追記し、その予測・調査の結果を DFR に記述すること。

16. 「社会環境」で「地域経済と生活・生計」についての工事前及び工事中の評価において、「焼畑農業への影響については今後の調査を要する」旨の記述を加えること。
17. 「地域内の利害対立」及び「子どもの権利」の評価結果について両区間の整合性を確保すること。

環境配慮

18. 国道 40 号線の事業地外であるが、国道 40 号線と接続しているシロン市内の大気汚染の状況が深刻である。本事業によるシロン市内の大気汚染への影響について、本事業の EIA 調査のスコープとするかどうかについて検討し、その結果を DFR に記述すること。
19. 「騒音・振動」に関しては、住宅・学校・病院・宗教施設等の被影響対象を特定した上で影響評価し、その結果を DFR に記述すること。
20. 建設作業騒音の影響について、インド国内基準と比較し、その予測評価結果を DFR に記述すること。また、振動の影響について、JICA ガイドライン等と比較し、その予測評価結果を DFR に記述すること。
21. 建設労務者が移住するキャンプの排水及び廃棄物対策を調査し、DFR に記述すること。
22. 土壌浸食に関して、国内法規定に基づき道路法面の保護対策を検討し、その結果を DFR に記述すること。
23. 国道 54 号線バイパスについて、地滑り箇所のパワーリング調査（面的な地滑り深さと地質性状の確認）を行い、その結果を DFR に記述すること。
24. 事業対象地周辺の保護区については、各保護区の法制度上の位置づけ、IUCN カテゴリー、保護区の目的等の概要を合わせて DFR に記述すること。特に、希少性、非代替性が高い生態系であることに留意すること。

社会配慮

25. 事業によって影響を受ける Scheduled Tribes（特定民族）が、世銀 OP 4.10 上の Indigenous Peoples に該当するの否かを確認し、DFR に記述すること。
26. 国道 54 号線バイパスに係る第 1 回ステークホルダー協議において、参加者より、水汲み場へのアクセス確保、及び、墓地への影響に関する懸念が表明されている。これらの影響について、スコーピング・マトリックスに追加すること。
27. 文化的・歴史的遺産（聖なる森）に関して、工事中の汚水・泥水の発生による影響を検討し、その結果を DFR に記述すること。
28. 供用後の事故のリスクの低減に向けて、対象道路に隣接する砕石事業の安全対策を検討し、その結果を DFR に記述すること。

ステークホルダー協議・情報公開

29. 事業によって影響を受ける Scheduled Tribes（特定民族）が、世銀 OP 4.10 上の Indigenous Peoples に該当する場合は、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議」を通じて合意が得られたかどうかを確認し、その結果を DFR に記述すること。

その他

30. DFR では、予測手法に加え、評価方法(考え方、基準等)についてもできるだけ記述すること。

以上